

# 友好交流都市

8/3月

## 協定を締結

本町と長崎県大村市との間で友好交流都市協定を締結しました。

飯南町(旧頓原町)と長崎県大村市は両市町とも兵庫県伊丹市と姉妹都市協定を締結して今年で35周年を迎えます。この間、大村市とは伊丹市を通じて物産展(伊丹緑化フェア)やイベントなどで交流を深めてきました。

これまでの友好関係をさらに深め、経済・文化・教育などの幅広い分野で交流していきます。



大村市 松本崇市長と山崎町長

※長崎県大村市  
長崎県のほぼ中央に位置し、人口94,368人(平成27年6月末)(飯南町の約18倍)、面積126.66km<sup>2</sup>(飯南町の約半分)の市。長崎県の空の玄関口、長崎空港がある。

# 「電気さく」を設置する際の安全確保をお願いします

「電気さく」は、田畑や牧場などで、電気刺激によって、野生動物の侵入や家畜の脱出を防止する「さく」のことです。その設置にあたっては、人に対する危険防止のため、電気事業法で設置方法が定められています。守らなければならない主な基準は次のとおりです。

- ① 危険である旨の表示
- ② 電気さく用電源装置の使用
- ③ 漏電遮断器の設置
- ④ 専用の開閉器(スイッチ)の設置

「電気さく」を設置する際は、ルールを守り、適切な利用をお願いします。また、「電気さく」に感電することを防止するため、「電気さく」と思われるさくを見かけた場合には、むやみに近づかないよう、十分ご注意ください。

■お問い合わせ  
産業振興課(頓原庁舎)  
電話 72・0313

# いっしょにやん人つなぎ基金事業認定書授与式

7/9木

いっしょにやん人つなぎ基金事業認定書が飯南町国道54号活性化アクションプラン推進協議会の作野広和会長から「土曜夜市イベント実行委員会」に交付されました。

この認定書は、国道54号を盛り上げる活動に対して交付されるもので、「土曜夜市 神楽祭」が、今回5周年を迎えるということで認定となりました。

今年の土曜夜市は、7月18日(土)に開催される予定でしたが、台風接近のため中止となったため、8月29日(土)にリベンジ!!土曜夜市 神楽祭が開催されます。多くの方のご来場をお待ちしています。

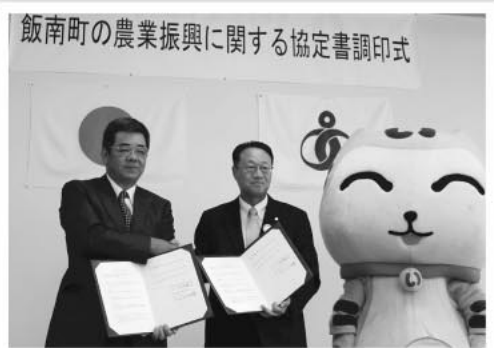


作野広和会長と道の駅頓原奥野恵子駅長

# 飯南町の農業振興に関する協定を締結

7/13月

本町と株式会社福岡園芸(鹿児島県鹿嶋市)との間で飯南町の農業振興に関する協定を締結しました。この協定は、本町の進める、循環型農業の推進、園芸作物の団地化、農業後継者の人材育成、地域雇用の確保等において相互に協力し、農業振興や地域社会への貢献に結びつけることが期待されています。同社は、今年度町が整備するリースハウス団地内の8棟のハウスを活用して、ミニトマトの生産、関東エリアへの出荷を予定しています。



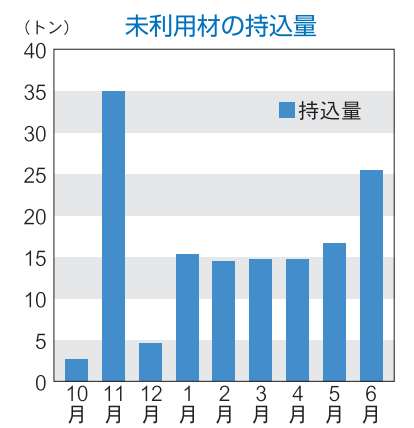
株式会社福岡園芸 福岡和徳代表取締役と山崎町長

# いっしょにやん森の恵み

林活プロジェクト事業と飯南バイオマスセンター稼働状況をお知らせします。

昨年開始した、「いっしょにやん森の恵み」林活プロジェクト事業への登録者数は、平成27年7月末で64名となりました。また、「飯南バイオマスセンター」への未利用材の持ち込み量は、昨年度が85トン、今年度が6月末時点で56トンという状況です。

さて、この事業の出口である「おが粉」ですが、月間230mを町内酪農家やJA堆肥センターで活用しています。しかし、おが粉自体の含水率(水



分量が高いという課題もあり、今年度は、おが粉乾燥装置をセンターに設置して対応する計画です。

飯南町は、地元地域資源(未利用材)の有効活用により、「循環農業」を掲げ、里山再生に向けた事業を進めていきます。

# 自衛官募集相談員を任命しました



木村知範さん(写真中央)

4月1日付け 任期2年間  
木村 知範さん(頓原・町区)

自衛官募集相談員には18〜27歳の志願者へ自衛官の職務内容や労働条件、賃金などの情報提供を行うため、志願者を自衛隊島根地方協力本部へ紹介していただくなど、地域と自衛隊の架け橋として自衛官等の募集事務にご協力いただきます。

# 特別弔慰金を支給します

## 戦没者等のご遺族の皆さまへ

戦後70周年に当たり、今日のわが国の平和と繁栄の礎となった戦没者等の尊い犠牲に思いをいたし、国として改めて弔慰の意を表するため、戦没者等のご遺族に特別弔慰金を支給します。

支給対象者  
基準日平成27年4月1日において、「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」等を受ける方(戦没者等の妻や父母等)がない場合に、次の順番による先順位のご遺族お一人に支給します。

●戦没者等の死亡当時のご遺族で  
1、平成27年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した方  
2、戦没者等の子  
3、戦没者等の  
①父母  
②孫  
③祖父母  
④兄弟姉妹

※戦没者等の死亡当時、生計関係を有していること等の要件を満たしているかどうかにより、順番が入れ替わります。

4、1から3以外の戦没者等の三親等内の親族(甥、姪等)

※戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上の生計関係を有していた方に限りません。

支給内容  
額面25万円、5年償還の記名国債

請求期間  
平成27年4月1日から平成30年4月2日まで(請求期間を過ぎると第10回特別弔慰金を受けることができなくなります。ご注意ください。)

請求窓口  
役場各庁舎・支所に請求書があります。

■お問い合わせ  
住民課  
電話72・0311

4月1日付け 任期2年間  
木村 知範さん(頓原・町区)

自衛官募集相談員には18〜27歳の志願者へ自衛官の職務内容や労働条件、賃金などの情報提供を行うため、志願者を自衛隊島根地方協力本部へ紹介していただくなど、地域と自衛隊の架け橋として自衛官等の募集事務にご協力いただきます。